

葛城市

学校部活動の地域展開に関する

基本方針

令和7年4月

葛城市教育委員会

I. 部活動の現状と課題

(1) 部活動の意義

学校における部活動は、スポーツや文化活動に興味・関心のある生徒が参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。

また、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場となっていました。

(2) 部活動の課題

①少子化・ニーズの多様化への対応

現状、本市では生徒数の減少等により、部活動においてチームが組めないような状況はありません。ただし、全国的に少子化が進む中で、将来的には現在の顧問の異動や退職等により専門的な指導者が不在となったり、生徒数が減少し、現在の体制が組めなくなったりする可能性があります。

また、生徒や保護者のニーズも多様化しており、現状の体制ではやりたい部活動が選べないという問題も出てきています。

②教員の働き方改革

教員の長時間勤務が社会的に問題となっている中、放課後や休日の部活動の指導は大きな業務負担となっています。令和6年7月に本市で実施した教員へのアンケートの結果でも「部活動の顧問をしている中で負担に感じることは何か」という質問（複数回答可）に対して、最も多かった回答が「勤務時間を超えて部活動があるので、帰宅時間が遅くなること(70.1%)」、次いで「休日の部活動の指導や大会の引率をすること(55.8%)」となっており、勤務時間以外の部活動に関わる業務を負担に感じている教員が多いことが分かりました。

(3) 国および奈良県の方針等

○「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(H31.1 中央審議会答申)

→「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示されました。

○「学校の働き方を踏まえた部活動改革について」(R2.9 文部科学省通知)

→「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」という方向性が示されました。

○「中学校における休日の学校部活動を地域へ移行するための取組について」

(R5.3 奈良県教育委員会通知)

→「本県においては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間とし、中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を完了することを目指す」と示されました。

2. 葛城市における中学校部活動の地域展開

(1) 目指す姿

競技志向のみに偏ることなく、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境や、多様な志向に対応できる活動環境を整えます。

(2) 今後の方針

令和6年度に地域クラブとして「相撲部」と「コーラス部」を新たに設置しました。また「葛城市立中学校における部活動の在り方検討委員会」を設置し、運営団体や実施主体等について協議を行ってきました。

令和7年度より休日の学校部活動については、条件（指導者・活動場所等）が整った部活動から地域クラブへの移行を開始し、令和8年度夏までの完了を目指します。平日の部活動については、当面の間は現行の活動を継続します。

(3) 体制について

当面は葛城市教育委員会が運営団体となり、学校等の公共施設を利用して地域クラブ活動を行います。将来的には、民間や総合型地域スポーツクラブが運営団体となる体制を検討します。

(4) 指導者について

地域クラブ活動の指導者は「葛城市地域クラブ活動指導者人材バンク」または「奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンク」に登録した者の中から、葛城市教育委員会が依頼し、承諾を得た者とします。教育委員会は指導を行う上で必要な研修を行い、指導者は「葛城市立中学校の部活動に係る活動方針」等

を踏まえて指導にあたります。また、地域クラブでの指導を望む教員については、兼職兼業の許可を受けて指導にあたることができます。

(5) 参加生徒について

地域クラブ活動に参加できる生徒は、葛城市立中学校に通う生徒とし、学校部活動への参加の有無等は問いません。地域クラブ活動への参加を希望する生徒は、保護者の承諾を得て、学校へ参加願を提出すれば参加できるものとします。

(6) 運営費（指導者報酬等）について

地域クラブ活動は、学校管理外の活動となるため、運営費は原則として受益者負担（保護者負担）となります。活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するように努めます。

(7) 保険の加入について

学校管理外である地域クラブ活動は「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の対象となりません。生徒や指導者が安心して活動に参加できるよう、原則として「スポーツ安全保険」への加入を義務づけます。

(8) 学校の役割について

学校は地域クラブについて生徒への周知・募集を行い、「地域クラブ活動参加者名簿」を市教育委員会へ提出します。

また、自校の参加者を常に把握するとともに、地域クラブ活動の指導者との連携を密にし、定期的に自校の参加者の活動状況等を把握するように努めます。

地域クラブの活動場所となる学校については、設備の管理方法や使用規則等について、指導者と打ち合わせを行います。

(9) 市及び市教育委員会の役割について

市教育委員会は、学校との連絡や参加生徒の把握を行うとともに、指導者に対する研修を行います。市は活動に必要な物品等を予算の範囲内で支給することとします。